

国民健康保険からのお知らせ

■問合せ 住民税務課国民健康保険係 (☎ 74-3002)

私たちは日ごろ健康でも、いつ、どんなときに病気やケガをするかわかりません。

そんなときに備えて、皆さんが普段から保険税を出し合い、これに国や都道府県、市町村が税などを拠出して医療費を負担する制度が「国民健康保険制度」です。

国民健康保険（国保）は、市町村と都道府県が運営し、地域の健康生活を支えています。

洞爺湖町民で、職場の健康保険・共済組合など他の健康保険の加入者や、生活保護法による扶助を受けている人以外のすべての住民は、国民健康保険に加入しなければなりません。

国民健康保険（国保）の手続き



国保に加入するとき、やめるときは、14 日以内に手続きをしなければなりません。

< 国保に加入するとき >

どんなとき	手続きに必要なもの
●他市町村から洞爺湖町へ転入したとき	転出証明書（保険証、資格確認書及び資格情報のお知らせ）
●職場などの健康保険をやめたとき	健康保険の資格喪失証明書（保険証、資格確認書及び資格情報のお知らせ）
●職場などの健康保険の扶養家族を外れたとき	扶養家族を外れた証明書（保険証、資格確認書及び資格情報のお知らせ）
●子どもが生まれたとき	保険証、資格確認書及び資格情報のお知らせ、母子健康手帳（保険証、資格確認書及び資格情報のお知らせ）
●生活保護を受けなくなったとき	生活保護廃止決定通知書（保険証、資格確認書及び資格情報のお知らせ）

< 国保をやめるとき >

どんなとき	手続きに必要なもの
●洞爺湖町から他市町村へ転出するとき	保険証、資格確認書及び資格情報のお知らせ
●職場などの健康保険などに加入したとき	保険証、資格確認書及び資格情報のお知らせ、職場などの保険証
●国保の被保険者が亡くなったとき	保険証、資格確認書及び資格情報のお知らせ、通帳、死亡を証明するもの



※国保に加入するときの注意事項

保険証、資格確認書及び資格情報のお知らせは、すでに国保加入者がいる世帯の場合に必要です。